

マイナンバー通知カードの送付・ 個人番号カードの申請が始まります！

平成27年10月5日から、マイナンバーの制度が始まりました。住民票に記載された世帯ごとに通知カードが簡易書留で10月以降順次送付されています。

簡易書留の中身は？

- ☐ マイナンバー「通知カード」
- ☐ 「個人番号カード」交付申請書
- ☐ マイナンバーについての説明書類
- ☐ 返信用封筒



通知カードには、個人番号、住所、氏名、生年月日、性別が記載されています。

通知カードは行政機関等の窓口でマイナンバーを記載した書類を提出する際に利用できますが、あわせて運転免許証等での本人の身元確認が必要とされています。

また、引越しなどで、通知カードの記載内容が変わるときは、届出の際に通知カードの提出が必要です。マイナンバーは原則として生涯同じ番号ですので大切に保管して下さい。

個人番号カードは申請することで交付されます。顔写真付きなので行政手続等が個人カード1枚で完了となります。カード内のICチップにはe-Tax等電子申請などが行える電子証明書も標準搭載されます。交付を希望される人は、送付された個人番号カード交付申請書を使用して手続をして下さい。

電子証明書を使ってe-Tax（国税電子申告・納税システム）での確定申告を希望している人は、次のことに留意してください。

☐ 住民基本台帳カード利用を考えている人

次の期限以降は新規交付・更新手続ができませんのでご注意ください。

- ・住民基本台帳カードの申請…平成27年12月4日(金)まで
- 交付…平成27年12月28日(日)まで
- ・電子証明書の新規・更新手続…平成27年12月22日(火)17時まで

☐ 個人番号カードの利用を考えている人

個人番号カードの交付は1月より順次開始する予定です。状況によっては確定申告時に個人番号カードの交付が間に合わない場合もありますので、ご了承下さい。

○問合せ 個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578

外国語での対応は ☎0570-064-738へ

町民課 ☎2113

※通話料がかかります

詳しくは「個人番号カード総合サイト」

<http://www.kojinbango-card.go.jp/index.html> を検索クリック

制度に便乗した不正な勧誘及び個人情報の取得にご注意！